

財団法人 淡水魚保護協会機関誌

淡水魚

第 3 号

特別寄稿

「淡水魚について」東宮御所で伺ったこと

木村英造

皇太子殿下が魚類学に深い御関心を持たれ、特にハゼ科魚類の分類の御研究ではすぐれた業績をあげられていることは、われわれ魚の研究者の間では周知のことであるが、一般には必ずしも余りよく知られていないかと思う。

去る5月12日国立科学博物館の中村守純博士の御紹介により、皇太子殿下に東宮御所で一緒にお目にかかる機会を得、淡水魚の移植、保護等の問題について種々お話を伺うことができた。皇太子殿下のこれら淡水魚の諸問題に関するお考えが一般に発表されたことはこれまでになく、またこのまま伏せておくには惜しい内容なので、本誌に発表させていただくことにした。

1. 外来魚問題について

淡水魚保護協会はその事業の主眼目として稀少淡水魚の保護と一方において放流事業にも力を入れている。稀少淡水魚の保護というのも生息地保護の論点を進めていくと、大きな環境問題に発展していくので容易なことではないが、放流事業の方は魚類学者を中心とした研究者たちの批判に応えねばならないので、別の意味で問題を抱えている。

ことに近時外来魚の移入が容易となり釣りファンの手による放流が続々行われるようになると、別の視点から放流問題を考える必要が生じてくる。

イ. ブルーギルとテラピア・ニロチカについて

皇太子殿下は、ブルーギル *Lepomis macrochirus* RAFINESQUE を米国からお持ち帰りになったり、また逆にテラピア・ニロチカ *Tilapia nilotica* LINNAEUS をタイに贈られたりされているので、まず淡水魚の移植についてのお考えを伺った。

皇太子殿下は昭和35年御訪米のおり、シカゴ市長より同地のシェッド水族館から手に入れたブルーギルの献上を受けられ、これを淡水区水産研究所に下賜された。殿下は、ブルーギルは非常に釣りやすい魚なので、都会地で子供達が釣りを楽しむのに好適

な種と考えられ、これを日本に持ち帰られた。その後ブルーギルは限定された水域に放流されたが、イケチョウガイの養殖用に滋賀県に移され一部が養殖池から逃げだし、現在では淡水魚の宝庫である琵琶湖に見られるようになった。これは殿下が心配されていた、外来魚ブルーギルの開放水域への侵入が現実となってしまったことになり、殿下は残念に思われている御様子だった。ただ殿下が赤坂御用地の池での例をあげて説明されたように、ブルーギルは釣りやすい魚なので、限られた水域で釣り人が多くいれば、他の魚の生態系を圧迫することは特に無いと私も思った。

ついで昭和39年に皇太子殿下はタイを御訪問になった際、北部のチェンマイを訪ねられた。チェンマイの水産試験場では、テラピア・モザンビーカとテラピア・メラノプレウラが飼育されていたが、これらのテラピアは余り大きくならない。東宮御所の池で繁殖したテラピア・ニロチカは大きくなり、また寒さにも強いので、殿下は御帰国後50尾の稚魚をラミポン国王に送られた。この時の50尾をもとにして、現在タイでは多くの灌漑用の池や沼沢地にこのテラピア・ニロチカが放流され、優占種となっているが、伝統的に魚を主な蛋白質供給源としている土地の人々に非常に喜ばれている。

なお外来魚のお話の中で、殿下はブルーギルに比べるとブラックバスは釣りにくいとはいえ、釣る人が多ければ、ブラックバスは特に問題がないと述べられた。しかしライギョや魚ではないがアメリカザリガニ、ウシガエルのように利用者がなく放任されたままになっている外来種については心配されていた。

現今わが国では、外来魚の導入を含めた魚の移植の問題が、ともすればある種の感情的起伏をこめて論じられることが多いが、この点殿下の地元住民を大切にされると同時に、生態学等を基礎にされた理性的なお考えには傾聴に値するものが多く含まれていなかろうか。

※ライギョ(雷魚)とはタイワンドジョウ *Channa maculata* (LACÉPÈDE) とカムルチー *Channa argus* (CANTOR) の総称。前者は近畿地方に、後者は北海道を除いてほぼ全国にわたって定着している。

口. サケ科魚類の放流について

まず私は淡水魚保護協会の行っているサケ科魚類の放流事業について、具体的な例をあげて御説明申し上げた。たとえば北海道のヤマメの絶滅した堰堤上流部の河川に、本州産の陸封型ヤマメを放流してその定着を計ろうという計画に対しても、堰堤に魚道をつくるための努力をするのが先決であるとの基本的反対論がある。また鹿児島県の屋久島では、安房川にヤマメを放流してその定着に成功しているが、現状のままでは地元の利益に還元されないので、ヤマメ釣場の開発を考えているが、これには環境破壊の見地から反対論がある。どう考えるべきであろうか。

これらの問題に対して殿下は、一般的には、最終的にその土地の人が何を望ましいと考えているかに従うことがよいのではないかと述べられた。また保護の問題でも地元の協力が必要であるので、その計画を事前に地元に知らせ、十分な検討を行うことが必要であると述べられた。屋久島の場合でも、ヤマメを放流したことが地元の人達に意味があるようになることが必要であるということであった。

ただヤマメとアマゴの放流と養殖で殿下が懸念しておられるのは、各河川型の持っている特徴が失われてしまって、たとえば飼いやすいタイプのものだけの単一型になってしまうのではないかということである。殿下は東京都のアマゴが飼いやすいということを聞いたことがあるが、そうなのですかと中村博士に質問された。中村博士は、それはヤマメのことですと答えられた。

また殿下はニジマスは他の種と交雑しないから、養殖用としてはむしろニジマスを中心にして、ヤマメとアマゴはむずかしいかも知れないが、各河川型の純系を維持しながら増殖する必要があるのではないかですかと話された。このあと、中村博士はヤマメとアマゴとは地方的変異は必ずしも著しくはない。ヤマメとアマゴと同じ川に放流しないように注意することは重要である。移植にあたってはなるべく近い水域同士のものが望ましい。また、イワナは河川によって相当の変異があると述べられた。

カワマス *Salvelinus fontinalis* (MITCHILL) は

養殖場から逃げ出し自然水域へ入ってイワナと交雑種が生まれることがあるから、気をつけねばいけませんねというお話をあった。

殿下は以前に琵琶湖にサクラマスが放流されて以来純系のビワマスはいなくなったのではないかと心配されていたが、中村博士が今はまずその心配がない旨申し上げると、大変喜ばれた。

現在行われているヤマメ域にアマゴの種苗を放流したり、その逆のことをしたりする傾向については、それが好ましくないという認識が高まり、且つ種苗の入手が容易になれば改められると思う。また「淡水魚」のような雑誌がそういう知識を広めていくことが大切ですねと話された。

印象的だったのは、殿下がキジとヤマドリの例を挙げて、キジは人工繁殖しやすいためにかえって早く亜種の特徴が失われてしまったが、ヤマドリはそれが困難なために今でも亜種が維持されており、人工繁殖の難しいイワナはヤマドリに似て地方型が保存されていますねと話されたことだった。殿下は魚だけでなく、生物全般にわたって深い興味と学識をお持ちのようである。

2. 溪流魚の保護について

ここで殿下の示された溪流魚保護に関する具体的なお考えに触れてみよう。

上高地には梓川という美しい溪流が流れているのだが、現在は随分多くの魚が放流されている。4年前協会から調査を行った際にもヤマメ、アマゴ、イワナの在来種以外にニジマス、ブラウントラウト、カワマスといった外来種が放流されていて、さながら河川型サケ科魚類の展示場のようになっていた。

殿下は上高地は日本産の純系のイワナの生息地として有名な場所だったのが、今日のようになっているのは残念だから、何とか元に返せないかとお考えのようである。たとえば明神池などイワナの生態観察のためには絶好の場所である。そのためには何年かかなりの期間、少なくとも現在の交雑種が生きている期間継続して純系のイワナを大量に放流していけば、元に返る可能性があるのではないかというお考えを洩らされた。

上高地のように日本アルプスの聖地と称されるいる場所の溪流で、日本産の純系のイワナを自由に観察することができれば、それは教育上どんなに役立つことであろう。いや単に教育に有用なだけでなく、溪流魚を愛する人々にとって、どんなに豊かな喜びをもたらすことであろうか。現在そういう場所が失

われようとしているだけに、それは民族的資産としての価値を持つ存在となるに違いない。

私は最初そのお話を伺ったとき、むずかしいことだと考え込んでしまったのだが、よく考えてみれば上高地の渓流が現在のように“内外渓流魚の雑居ビル”になっている状況の方が、はるかに不自然だしまた似つかわしくないわけである。

たしか現在上高地の渓流一帯は禁漁区になっていると思うが、これを解禁しながら根気よく純系イワナの放流を継続すれば、決してそれ程困難なことではない。

殿下はあくまでひとつの私見としてこの話をされたのであるが、私は自分の判断によって、淡水魚保護協会として行ってよい意義のある仕事ではないかと考えている。それと共に大切なことは、渓流魚の愛好者がどう考えるかということ、彼等の熱烈な賛同と、加えて地元の人々がこの仕事の意義を理解し応援してくれることが必要であろう。もちろんその可能性は大きいと思う。

「上高地の渓流を、純系のイワナでみたす」という仕事について、会員、読者ならびに地元の方々の御意見を賜れば幸甚である。

3. 稀少淡水魚の保護について

この問題について殿下は、人工増殖の可能なものについては多少安心できるとの印象をお持ちのようだが、イサザ *Chaenogobius isaza* TANAKA とビワコオオナマズ *Parasilurus biwaensis* TOMODA について懸念を表明された。中村博士がイサザは年によって豊凶の差のはげしい魚ですが、絶滅のおそれはいまのところありませんと申し上げると安心されたようである。殿下が滋賀水試に行かれた年には、イサザが殆ど取れておらず、絶滅するのではないかと心配されたという。

ビワコオオナマズとイサザについては、琵琶湖特産種であるし、人工増殖ができればよいのだが、というお話であった。

協会でもビワコオオナマズについては、かねてからその保護の必要性を感じており、天然記念物指定の申請を行うべく努力したのだが、滋賀県漁連の同意書が取れないと行き惱んでいる。同意書を出さない理由としては、その未成魚が他のナマズ類と共に混獲されるので、もし天然記念物に指定されれば、現在の漁法を続ける限り法に抵触するおそれが強いからだという。

ところで殿下が特に不安を表明された魚種として

バラタナゴがある。バラタナゴ問題は一般にあまり知られていないが、専門の研究者の間では大変に懸念されている重要課題である。この問題について殿下は具体的な対策を示されたので、以下述べてみたい。

バラタナゴについて

日本の淡水域にタイリクバラタナゴ *Rhodeus ocellatus ocellatus* (KNER) が移入されたのは、1940年代にソウギョの種苗に混入したことだったといわれている。

タイリクバラタナゴは繁殖力の非常に強い種なので、最初は1950年代に関東地方に定着、繁殖しはじめて、ゼニタナゴなど在来種のタナゴ類を圧迫し出した。

その生息地もかなりの速さで拡大しており、現在では関東地方以西、中国地方の一部と北九州を除いて広く定着しているという。どうしてこんなに速く広まったかというと、丈夫で繁殖力が強くまた婚姻色が出ると美しいので、鑑賞魚として適しているから金魚や熱帶魚と同じように各地に送られたものが自然水域に入ったり、また放流用のコイやフナの種苗にまじって移植されるためであると考えられる。

その結果どういうことが起こったかというと、日本の在来種のバラタナゴであるニッポンバラタナゴ *Rhodeus ocellatus smithi* (REGAN) が圧迫されて姿を消している。ニッポンバラタナゴは中部地方以西から九州にかけて生息しているのだが、タイリクバラタナゴに比べて繁殖力が著しく劣っている。絶滅するのか、それともタイリクバラタナゴと交雑して前者に組み込まれていくのか、ともかく姿を消していく。

この点殿下はセイヨウタンポポとニッポンタンポポの例を持ち出して説明されたのだが、強い外来種が侵入してくると、それに近縁の在来種が最も圧迫されるという。

タイリクバラタナゴの侵入によって、イタセンバラその他のタナゴ類も圧迫されるが、最も被害を受けるのは近縁のニッポンバラタナゴである。おそらく事態がこのまま推移すれば、遠からずニッポンバラタナゴは消滅してしまうおそれがある。つまりタイリクバラタナゴの侵入は、外来魚問題のなかで最も憂慮に値する出来事なのである。

そこでまず殿下はタイリクバラタナゴの生息地調査を何年か毎に繰り返すことを提案される。その例としてイギリスで実施されている外来種と在来種の

リスの生息地調査のやり方に言及された。

次に至急に対策を講じる必要があるのだが、その対策として殿下は現在タイリクバラタナゴの侵入していない、ニッポンバラタナゴの生息地を守るという、常識的だが不可欠の手段を講じると共に、その補助手段として斬新な発案を示された。それは“会員による飼育登録制”である。

この飼育登録制は、会員がニッポンバラタナゴを各生息地で採取し、そのストックを飼育するもので、各自がその系統、特に採取地や採取年月日等の詳細を協会に登録しておく。こうしておけばある生息地のニッポンバラタナゴが消えてしまっても、ストックが生きている限りその再生が可能なわけである。なお附言すると殿下は稀少淡水魚全般にわたって、会員による飼育とその登録が必要ではないかと述べておられる。

タイリクバラタナゴとニッポンバラタナゴの識別は、素人にはかなりむずかしい。繁殖期に腹鰓の前縁部に白線が出るのが前者、出ないのが後者といわれている。それ以外に中村博士はタイリクバラタナゴは全長 10cm に達するが、ニッポンバラタナゴは 6.5 cm までしかないと話されている。タナゴ類に習熟した人は何となくわかるというが、既に両種の間にかなり混乱がみられるという人もいる。

さし当たって純系のニッポンバラタナゴのストックをなるべく地方別に確保するのが急務であろう。現在では岡山県以西の中国地方と九州北部には、まだタイリクバラタナゴはほとんど入っていないと思われる所以、その保全対策を立てる必要がある。

淡水魚保護協会としてもこの問題に専心努力してみたいと考えるが、これは大勢の方々の御協力がなければ到底できる仕事ではない。研究者およびタナゴ愛好家の御協力を期待したい。

要するに殿下は日本在来種の淡水魚の純系の維持のために心を碎いておられるのだが、同時に国民に喜ばれる限り外来魚の移入についても広い理解を持たれている。現況を見れば淡水魚の生息地の混乱は容易に収まるとは思えないが、その対策としては殿下の上高地のイワナやバラタナゴについて示されたお考えのように、純系の保全水域ないしストックの涵養池を設けるのが急務であろう。協会はこのような仕事に対する人々の理解を高めるよう努力しなければならない。

最後に環境問題の扱い方について殿下のお考えを伺ったが、時間の関係もあり、殿下のお考えの一端を伺ったに過ぎないと思うので、そのことをここでお断りしたい。

私が環境問題が現状ではあまりに政治的に扱われ過ぎている印象を受けていたが、環境問題は政治以前の問題として扱う慣習が必要なのではないかと、かなり不躊躇な質問を申し上げたところ、殿下はしばらく考えられてから次のようにお答えになった。

「やはり人々がどのような形が一番望ましいと考えるかによって、政治問題になるような気がしますね。」

公害問題は大体自然科学的な考え方で問題を捉えることができるが、その点環境の保全については全員がそれを認めるかどうかになると、人々の価値観の違いで分かれてくるような気がします。」

これは別の折に言われたことだが、「自然保護問題は、たとえば“イリオモテヤマネコか人間か”そういう設定にならないようにすることが大切ですね。周りの人人がみんな守りたいという感じになって守るように」というお言葉が胸にしみて残った。

この日殿下にお目にかかったのは「しおじの間」という落着いた感じの部屋で、窓外のお庭には白樺が美しい樹影を見せていました。

午後 2 時から 1 時間の予定が大幅に超過して 2 時間以上になったのにはすっかり恐縮したが、殿下は終始のびやかに、ときには楽しそうな笑顔を見せられたのが印象的だった。

「淡水魚」のことを「いい雑誌ですね」とお讚め頂いた上に、会員数、発行部数などにも深い関心を示された。中村博士がこの本には意見を異にする両方の側の主張が入っているのが面白いと申し上げると、深くうなづかれた。改めて協会と本誌の使命について、身の引き締まる思いに打たれたのである。

なお今回伺ったお話の内容を記事にするに当たっては、東宮侍従富士亮博士と総理府技官目黒勝介氏にいろいろお世話をかけた。

誌上で厚く御礼申し上げたい。

(きむら えいぞう 淡水魚保護協会)